

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特別職の非常勤の職員の報酬の上限額の特例を廃止することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)